

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (2 8 2 2 7)		
地域名 (地域内農業集落名)	片山地区 (片 山)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 1 6 日 (第 1 回)		

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地所有者の年齢層は70代以上が83%を占め、現在基盤法による利用権設定で区域内の約96%を40才代の担い手へ集積を行っている状況で今後の担い手との継続した取組協議が課題。
- ・作付は水稻中心であるが、収益向上に向けブロックローテーションを活用し新たに大豆等の作物栽培の検討が課題。
- ・担い手による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため負担軽減としての所有者・地域含めた取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻・黒大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、現在担い手となっている農家を地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を今後とも進める検討を行い、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約30年が経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。また、水利施設等については、地域が受益者と連携し適期に補修を行うなど計画的な維持管理に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では1名の認定農業者が区域の農地の100%を耕作しているため、担い手と調整を図りながら担い手の後継者育成に協力する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、農協への委託を継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

③防除作業等においてドローンを活用した省力化をめざし操作技術者の育成に取り組む

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。